報道資料

くらしの中に
総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和７年11月28日
総務省行政管理局
調査法制課法制管理室

行政手続法第十五条第四項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令案及び行政不服審査法施行規則の一部を改正する省令案についての意見募集の結果並びに省令の公布

総務省は、行政手続法第十五条第四項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令案及び行政不服審査法施行規則の一部を改正する省令案について、令和７年８月21日（木）から同年９月19日（金）までの間、意見募集を行いました。その結果、３件の意見の提出がありましたので、提出された意見及びそれに対する総務省の考え方を公表します。

１　制定及び改正の背景

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和５年法律第63号。以下「デジタル規制改革推進法」という。）による改正後の行政手続法（平成５年法律第88号）及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）において、行政手続法の聴聞の通知、行政不服審査法の裁決の送達等に係る公示送達をデジタル化することとされたため、総務省令に委任された当該公示送達の方法を定めるものです。

２　意見募集の結果

令和７年８月21日（木）から同年９月19日（金）までの間、意見募集を行ったところ、３件の意見の提出がありました。提出された意見及びそれに対する総務省の考え方は別紙１のとおりです。

３　省令の公布

本意見募集の結果を踏まえて、「行政手続法第十五条第四項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令」（別紙２）及び「行政不服審査法施行規則の一部を改正する省令」（別紙３）を本日公布しました。なお、本省令はデジタル規制改革推進法附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日（デジタル規制改革推進法の公布の日（令和５年６月16日）から起算して３年を超えない範囲内において政令で定める日）から施行されます。

４　資料の入手方法

資料は、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp）の「報道資料」欄に、掲載するほか、末尾の連絡先窓口において閲覧に供するとともに配布します。また、e-Gov（https://www.e-gov.go.jp）の「パブリック・コメント」欄にも掲載します。

＜連絡先＞
総務省行政管理局調査法制課法制管理室
担当：山根補佐、長谷川係長、関谷係長、岩澤係長
電話：03-5253-5353（直通）
E-mail：pub-tetsuzuki_atmark_soumu.go.jp
※スパムメール防止のため＠を「_atmark_」としております。メールを送る際には、「_atmark_」を＠に直してください。